

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和6年11月22日開催 日本暗号資産等取引業協会]

1. 国内外の情勢の動向を踏まえた対応について

- 本年5月、暗号資産交換業者において、利用者から預かった約482億円相当の暗号資産が不正流出する事案が発生した。原因究明には至っていないものの、これまでに確認されたシステムリスク管理態勢や暗号資産の流出リスクへの対応に関する重大な不備について、9月26日、同社に対して業務改善命令を発出したところ。
- 貴協会に対しても、業務改善命令と同日付で当庁より注意喚起と自主点検の要請を発出しており、現在、会員各社において自主点検を実施していただいていると承知している。今回の事案を教訓として、会員各社が管理態勢の再確認及び更なる高度化を適切に行うように、これまで以上に会員各社に対する指導を徹底していただきたい。
- 当庁としても、システムリスク管理態勢及び暗号資産の流出リスクへの対応に関する適切性の確保が今事務年度の最重要課題であると認識しており、これらの点については重点的にモニタリングを行っていく。
- また、先日のアメリカ大統領選挙の結果等を受け、先日来ビットコインが再びドル建ての最高値を更新しているところであり、我が国においても暗号資産取引がさらに拡大することも考えられる。取引増加に伴い、マネーローンダリングやシステム、顧客対応を含めたオペレーション等に関してリスクが高まることも想定されることから、管理態勢を整備して適切に対応するよう、会員各社に対してご指導いただきたい。
- さらに、10月25日、貴協会を電子決済手段等取引業等の認定資金決済事業者協会として認定したところ。電子決済手段等取引業者等の適切な業務運営を確保し、利用者保護に配慮した「ステーブルコイン」の円滑な発行・流通が行われていくうえで、貴協会の役割は極めて重要であるので、自主規制機関としての業務を着実に遂行していただきたい。
- 暗号資産取引市場が健全に発展するためには、暗号資産について、生活の利便性や我が国の経済成長に資するものであるとの理解と信頼を国民から広く得られることが不可欠と考えている。

そのためには、暗号資産の取引を行い、保有することが、国民にとって生活の利便性の向上にどのようにつながっていくものなのか、また、我が国の経済成長にどのように資するものなのか、業界の考え方をまとめ、積極的に発信していただくことが重要であり、この点、業界においてしっかりと対応していただければと考えている。
- 貴協会との連携についてもこれまで以上に強化していくことが必要

であると考えているので、貴協会において課題に感じていることなどがあれば、忌憚なく当庁にご相談いただきたい。

2. 暗号資産交換業等を取り巻く当面の課題等について

- 今事務年度は、本年5月に発生した暗号資産交換業者における利用者財産の不正流出事案を踏まえ、利用者保護の観点から、貴協会との連携も含め、会員各社の暗号資産の管理に係るセキュリティの高度化を促す方針としているところであり、会員各社における暗号資産の流出リスクへの対応及びシステムリスク管理態勢の適切性について、重点的にモニタリングを行っていく。
貴協会におかれても、先日当庁より発出した注意喚起及び自主点検要請の内容も踏まえ、業界全体をリードする形で適切に対応することをお願いしたい。
- また、本年6月に政府が策定した「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、暗号資産に関する様々な施策が盛り込まれている。既に、貴協会や会員各社等になりました偽広告への適切な対応について要請させていただいているほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺において被害金の交付に暗号資産が使用されている事案が見られるなどを踏まえ、今後、暗号資産を用いた詐欺に関する被害の実態把握や、詐欺の被害回復のための対応に関する検討について、貴協会と連携して取り組んで参りたいので、ご協力をお願いしたい。
- さらに、無登録業者に関する利用者相談が引き続き当庁に寄せられていることを踏まえ、警告書の発出及びその公表など、国内外の無登録業者に対し厳正に対応していく方針としている。貴協会においても、無登録業者に関する情報の収集・提供等について、引き続き当庁と連携した対応をお願いしたい。
- 暗号資産の新規取扱いに関する審査については、貴協会においてさらなる効率化の取組みを推進するとともに、審査内容の高度化にも両輪で取り組まれているものと承知しており、当庁としても、引き続きその取組みを後押ししていくと考えている。
- Web3.0サービスの拡大・多様化への対応の一環として、業界の皆様からのご要望も踏まえ、暗号資産交換業者等による暗号資産等の売買等の媒介の範囲及びその該当性の明確化等を図るための事務ガイドラインの改正を行い、9月6日から適用を開始している。
- 当庁としては、引き続きWeb3.0の健全な発展に向けて、利用者保護に配慮しつつ、健全なイノベーションの推進に貢献していく所存であり、新たなWeb3ビジネスへの取組みに関する申請・相談等について、

効率的かつ適切に対応を進めるほか、貴協会をはじめ様々なステークホルダーとの対話を重視していきたいと考えている。

3. 金融審議会総会等について

(1) 金融審議会総会について

- 8月26日、金融審議会総会を開催。大臣から以下の諮問。

- ・資金決済制度等のあり方に関する検討

送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと。

- ・保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策に関する検討

昨今の損害保険業界における保険金不正請求事案や保険料調整行為事案などを踏まえ、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現することにより、保険市場に対する信頼の確保と健全な発展を図るために必要な方策について検討を行うこと。

(2) 資金決済制度等に関するワーキング・グループ（第1、4、5回）について

- 第1回、第4回及び第5回資金決済制度等に関するワーキング・グループを開催した（9月25日、11月7日及び11月21日）。第1回では、事務局から、各業界・分野の現状、本ワーキング・グループでの議論事項等について説明し、幅広い観点から議論を行った。第4回、第5回では、事務局から、暗号資産交換業・電子決済手段等取引業における暗号資産の国内保有命令、暗号資産に係る事業実態を踏まえた規制のあり方、電子決済手段（ステーブルコイン）に関する規制の再点検等について説明したうえで、主に以下の論点について、議論を行った。

- ・グローバルに活動する暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者の資産の返還を担保するため、資産の国内保有命令を発出できるよう規制を導入することについて（第4回）。

- ・暗号資産・電子決済手段の売買・交換の媒介のみを業として行う暗号資産・電子決済手段仲介業（仮称）を創設し、リスクに応じた規制・監督を行うことについて（第5回）。

- ・預金取扱金融機関が仮に1号電子決済手段を発行する場合の、利用者

保護、銀行の健全性や金融システムへの影響と、国際的に指摘されているリスクについて（第5回）。

- ・特定信託受益権の発行見合い金について、信用・価格変動・流動性リスクが低いと評価できる一定の安全資産による運用を認めることについて（第5回）。
 - ・AML/CFTの観点から、特定信託受益権のうち保有者の識別情報を認知できる受益権原簿が存在しないものは、受託者・仲介者に送付人及び受取人の情報を把握させることとし、適切な監督を行っていくことについて（第5回）。
- 委員からの意見を踏まえ、具体的な対応について引き続き検討していく。
- (3) 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ（第1～4回）について
- 第1回～第4回損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループを開催した（9月27日、10月16日、10月30日及び11月15日）。第1回では、事務局から、損害保険市場や損害保険業界の現状、本ワーキング・グループでの議論事項等について説明し、幅広い観点から議論を行った。また、第2回以降では、事務局から、主に以下の論点等について制度の概要や課題、対応の方向性等を説明し、幅広い観点から議論を行った。
 - ・兼業代理店や大規模な（乗合）保険代理店に対する体制整備義務の強化や、保険会社による求償権行使の適切な把握・管理
 - ・保険仲立人の活用促進に向けた媒介手数料の受領方法の見直しや、保証金の最低金額の引下げ等
 - ・保険会社等が保険契約者のグループ企業からサービスの利用や物品の購入等を行う便宜供与を、「特別の利益の提供」として禁止される行為の対象に含めること
 - ・特定契約比率規制の見直しを含めた企業内代理店のあり方
 - ・火災保険の赤字構造を背景とした諸課題とその対応策
 - 今後も保険市場に対する信頼の確保と健全な発展を図るために必要な方策について議論し、法改正の必要性も含め、具体的な対応を検討していく。

(4) 令和5年金商法改正に係る政令・内閣府令等（1年以内施行分）の公布（11月1日施行）について

○ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月20日成立、29日公布）のうち、特に公布から1年以内に施行する部分に係る政府令等の改正について、10月30日に公布及びパブリックコメントの結果を公表した。以下の改正内容のうち、①については、その義務の対象を広く金融事業者一般に拡張した上で、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを規定するものであるため、各金融事業者におかれでは、これを踏まえて取組みを進めていただきたい。

- ① 誠実公正義務
- ② 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直しの一部
- ③ ソーシャルレンディング等に係る規制の見直し 等

(5) 暗号資産に関する制度の再点検について

- 行政方針にも記載のとおり、暗号資産について、国内外の取引の動向等を踏まえながら、市場の健全な発展に向けて、暗号資産に関する制度のあり方について、過不足がないか等の観点から、改めて点検を行っている。
- こうした点検をおこなっている中で、貴協会には、会員向けのアンケートや意見のとりまとめ等を行っていただいており感謝申し上げる。暗号資産取引市場の健全な発展に向け、引き続き、ご協力をお願いしたい。

4. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表等について

(1) 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQCへの移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）

を本年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3 メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、FISC、日銀金融機構局、NISC が参加。

- 耐量子計算機暗号 (PQC) への移行対応は、既存の暗号の危険化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようになる観点から、本検討会の議論は預取以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を 11 月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。

(金融庁ウェブサイト) <https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

(2) サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであります、ご意見をいただき感謝申し上げる。
- いただいたご意見への当庁の考え方及び同ガイドラインを最終化したものを作成し、2024 年 10 月 4 日に公表している。

(注) ガイドラインは同日に適用開始。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/20241004.html>

- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を探ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただけれ

ばと考えている。

- 当庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

(3) 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024年も10月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) を実施。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかつたことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

(4) 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

5. マネロン等対策に係る当面の対応について

- マネロン等対策については、24年3月末を期限として、ガイドラインに基づく態勢整備をお願いしてきたところ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げる。
- 経営陣においては、まずは整備した態勢が着実かつ継続的に運用されているか、形式的な運用になっていないか、自らが関与する形で確認いただきたい。また、今後は、整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネロンガイドラインでは、各金融機関等が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不斷に見直し・改善を行うよう求めている。

- 金融庁では、各金融機関等がこうした有効性検証を行う際に参考となるよう、既に有効性検証に取り組んでいる金融機関等との対話を通じて得られた考え方や事例を公表すべく検討・準備しているところ。
- こうした事例等も参考にしつつ、金融庁の公表物を待つことなく対応を進め、マネロン等リスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。

6. 10月 G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物等について

(1) 10月 G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 10月 23 日から 24 日にかけて、ワシントン D.C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介したい。
 - ・まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、本年 5 月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官 (GHOS) による合意が、再確認された。
 - ・ノンバンク金融仲介 (NBFI) に関しては、その脆弱性に対処し、強靭性を向上させるための、FSB 等の作業が支持された。NBFI におけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靭性に係る政策勧告の実施が支持された。
 - ・クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会 (FATF) 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
 - ・最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、10月 25 日に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。

会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加えて、

- ・サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024 年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。

- 本年 12 月より南アフリカが G20 議長国を、来年 1 月よりカナダが G7 議長国を務める予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（2）暗号資産に関する FATF での議論について

- FATF では、本年 7 月、トラベル・ルールを含む暗号資産に係る「FATF 基準（勧告 15）」の各国における実施の進捗状況や、Defi, P2P といったエマージングリスクへの対応に関する報告書を公表。
- 本報告書は、当庁が共同議長を務める FATF 暗号資産コンタクト・グループ（VACG: Virtual Assets Contact Group）で作業を行い作成したもの。
- 各法域における基準実施状況、トラベル・ルール実施における課題、エマージングリスクの状況、及び民間セクターへの提言があり、ぜひ各社におけるリスク分析や基準実施の参考としていただきたい。

（以 上）